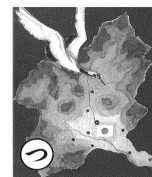




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月30日(金) 第9587号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) 2
- 群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課) 3
- 群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理室) 3
- 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(薬務課) 3
- 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 3

### 告 示

- 解除予定保安林(森林保全課) 7
- 同 7
- 道路の区域変更(道路管理課) 7
- 道路の供用開始(同) 8
- 道路の区域変更(同) 8
- 道路の供用開始(同) 8
- 道路の区域変更(同) 9
- 道路の供用開始(同) 9
- 道路の区域変更(同) 9
- 道路の供用開始(同) 10
- 道路の区域変更(同) 10
- 同 10
- 道路の供用開始(同) 11

### 訓 令

- 群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令(契約検査課) 12

### 公 告

- 公聴会の開催(河川課) 13
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(都市計画課) 14
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同) 14
- 公営住宅法第47条第2項の規定による公告(住宅政策課) 14

### 企業管理規程

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 15

### 病院管理規程

- 群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(総務課) 17

### 議会訓令

- 群馬県議会事務局文書取扱い等に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 17

規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十八号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年群馬県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(福祉事業の種類)

第十七条 条例第十七条第一項に規定する事業の種類は、次のとおりとする。

- 一 外科後処置に関する事業
  - 二 補装具に関する事業
  - 三 リハビリテーションに関する事業
  - 四 アフターケアに関する事業
  - 五 休業援護金の支給
  - 六 奨学援護金の支給
  - 七 就労保育援護金の支給
  - 八 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
  - 九 傷病特別支給金の支給
  - 十 障害特別支給金の支給
  - 十一 遺族特別支給金の支給
  - 十二 障害特別援護金の支給
  - 十三 遺族特別援護金の支給
  - 十四 傷病特別給付金の支給
  - 十五 障害特別給付金の支給
  - 十六 遺族特別給付金の支給
  - 十七 障害差額特別給付金の支給
  - 十八 長期家族介護者援護金の支給
- 2 条例第十七条第二項に規定する事業の種類は、次のとおりとする。
- 一 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
  - 二 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業
- (福祉事業の内容)
- 第十八条 実施機関は、福祉事業を行うに当たっては、法第四十七条の規定により地方公務員災害補償基金が実施する福祉事業の内容に準じて行うものとする。
- 第十八条の二を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第十九条の二から第十九条の二十一までを削る。

第二十条の見出し中「外科後処置等」を「福祉事業」に改め、同条第四項中「在学者等」の下に「(学校教育法第一条に定める学校(幼稚園を除く。))若しくは同法第二百二十四条に定める専修学校(一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると知事が認めたものに限る。以下同じ。))に在学者又は職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条の表に掲げる普通職業訓練(短期課程のものを除く。))又は高度職業訓練(専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。))とする。」を受ける者若しくは同法第二十七条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練(同令第三十六条の二に規定する職業訓練とする。))を受ける者をいう。以下同じ。))を加え、同条第六項中「介護等」の下に「(入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活を営むために必要な便宜をいう。第十二項において同じ。))」を加え、同条第十二項中「福祉事業」を「福祉事業(外科後処置、リハビリテーション、アフターケア若しくは介護等の供与の費用、休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金若しくは長期家族介護者援護金又は日当若しくは旅費(以下「外科後処置の費用等」という。))の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき外科後処置の費用等でまだその者に支給しなかつたものをいう。以下同じ。))」を「」に改める。

別記様式第二号中「2世帯」を「これを訂正することができる日から2世帯」に、「行わぬ」を「訂正しぬ」に改める。

別記様式第十二号注意事項中4を削り、5を4とし、6から8までを5から7までとする。

別記様式第二十七号の二注意事項中「規則第19条の4第1項各号に掲げる場合」を「世帯別の状況」に改め、「(規則第19条の4第1項第1号)」、「(同項第2号)」、「(同項第3号)」及び「(同項第4号)」を削る。

別記様式第三十三号の二中「規則第19条の11等による」及び「規則第19条の13による」を削る。

別記様式第三十四号中「規則第19条の12による」及び「規則第19条の13による」を削る。

別記様式第三十五号中「規則第19条の14による」を削り、「規則第19条の14第5項の規定により遺族特別給付金」を「法第35条第1項又は条例附則第4条の2第4項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、遺族特別給付金」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別記様式第二号の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十九号

群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県住民基本台帳法施行条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項上欄中「別表第二第九号」を「別表第二第五号」に改め、同表二の項上欄中「別表第二第十号」を「別表第二第六号」に改め、同表三の項上欄中「別表第二第十一号」を「別表第二第七号」に改め、同表四の項上欄中「別表第二第十二号」を「別表第二第八号」に改め、同表五の項上欄中「別表第二第十六号」を「別表第二第十二号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一(二)1(2)中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改め、同表二(一)3中「千百十円」を「千百四十円」に改め、同表三(三)1の表夏季の項中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五一、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に改め、別表第一の三(三)1の表冬季の項中「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表夏季の項中「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表冬季の項中「一一、七〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、別表第一の六(二)中「五十七万四千円」を「五十八万四千円」に改め、

同表九(三)中「二十一万二百円」を「二十一万三千三百円」に、「十六万八千四百円」を「十六万八千九百円」に改め、同表十二(二)中「十三万五千五百円」を「十三万五千四百円」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十一号

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成二十六年群馬県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「法」を「薬局機能情報のうち省令第十一条の四第一項に規定する事項(以下「基本情報等」という。)についての法」に改め、「薬局機能情報についての」を削る。

別記様式第五号中

「(3) 対応することができる外国語の職種

「(3) 対応できない外国語の職種

「(4) 対応できる外国語の職種

「(4) 対応できない外国語の職種

「(4) 聴覚味」を「(5) 聴覚味」に、「(5) 母音子」を「(6) 母音子」に、「(6) 聴覚味」を「(7) 聴覚味」に改める。

別記様式第六号中「聴覚味」を「聴覚味」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

群馬県規則第三十二号

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県知事 大澤 正明

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二の次に次の二条を加える。

(変更届に伴う二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え) 第五条の三 知事は、法第十二条の七第九項の規定による届出があつた場合において、省令第八条の三十八の九の規定により交付した二以上の事業者による産業廃棄物の

処理に係る特例認定証(以下「特例認定証」という。)の記載事項に変更があるときは、当該特例認定証を書き換えて交付するものとする。

(特例認定証の再交付申請)

第五条の四 特例認定証を損傷し、焼失し、又は紛失した者は、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書(別記様式第二十八号の三)により知事にその再交付を申請することができる。

二十四 措置内容等報告書(電子情報処理組織を使用事業者に係るものに限る。)	省令様式 第五号	正本一部及び副本一部
二十四 措置内容等報告書(電子情報処理組織を使用事業者に係るものに限る。)	省令様式 第五号	正本一部及び副本一部
二十四の二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書	省令様式 第五号の二	正本一部及び副本一部
二十四の三 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書	省令様式 第五号の四	正本一部及び副本一部
二十四の四 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更届出書	省令様式 第五号の五	正本一部及び副本一部

を

に改

め、同表六十四の項の次に次のように加える。

二十四の五 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書	省令様式 第五号の七	正本一部及び副本一部	環境森林部廃棄物・リサイクル課
二十四の六 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書	別記様式 第二十八号の三	正本一部及び副本一部	
六十四の二 有害使用済機器保管等届出書	省令様式 第三十五号の二	正本一部	
六十四の三 有害使用済機器保管等変更届出書	省令様式 第三十五号の三	正本一部	
六十四の四 有害使用済機器保管等廃止届出書	省令様式 第三十五号の四	正本一部	

別記様式第二十八号の二の次に次の二様式を加える。

別記様式第28号の3(規格A4)(第5条の4関係)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書 年 月 日	
群馬県知事 へ	
申請者 ふりがな 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 郵便番号  ふりがな 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 郵便番号	
群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の4の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の再交付について、次のとおり申請します。	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
再交付申請の理由	
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 認定証を損傷した場合の申請にあつては、当該認定証を添付すること。	
※手数料欄	

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 高崎市榛名山町字八本松204の5から204の7まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

### ◎群馬県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。

### ◎群馬県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	四ツ塚原之郷 前橋線	前橋市小坂子町字川白田1291番の1地先から同市同字中島1090番の1地先まで	前	10.0～20.0	190.5
			後	10.3～41.4	180.8

## ◎群馬県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	四ツ塚原之郷前橋線	前橋市小坂子町字川白田1291番の1地先から同市同字中島1090番の1地先まで	平成30年3月30日

## ◎群馬県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	金井倉賀野停車場線	藤岡市緑埜字林際738番の1地先から同市白石字前原2403番の8地先まで	前	8.1~13.5	606.7
			後	10.0~16.0	606.7

## ◎群馬県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井倉賀野停車場線	藤岡市緑埜字林際738番の1地先から同市白石字前原2403番の8地先まで	平成30年3月30日



## ◎群馬県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	254号	甘楽郡下仁田町大字中小坂字西沢甲254番地先から同郡同町大字下小坂字坂詰781番の3地先まで	前	9.7～19.3	248.0
			後	12.3～22.3	247.5

## ◎群馬県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	254号	甘楽郡下仁田町大字中小坂字西沢甲254番地先から同郡同町大字下小坂字坂詰781番の3地先まで	平成30年3月30日

## ◎群馬県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山4	前	14.5～17.7	324.5

	54番の14地先から同郡同町大字同 字同454番の4地先まで	後	14.5~17.7 4.0	324.5 323.6
--	-----------------------------------	---	------------------	----------------

## ◎群馬県告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山454番の14地先から同郡同町大字同字同454番の4地先まで	平成30年3月30日

## ◎群馬県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	291号	利根郡みなかみ町湯檜曾字湯吹山国有林324林班ね小班地先内	前	29.2~60.4	116.0
			後	12.0~24.9	116.0

## ◎群馬県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田安中倉 淵線	富岡市妙義町上高田字熊野上585番 の1地先から同市同字稲葉上713番 の1地先まで	前	17.0～29.3	74.3
			後	17.0～25.7	74.3

## ◎群馬県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下日野神田線	藤岡市高山字竹之本乙213番地先から同市同字越沢1 40番の1地先まで	平成30年3月30日
		藤岡市高山字高木48番の2地先から同市同字同62番 の3地先まで	



## ■ 公 告

群馬県河川整備計画公聴会規則（平成14年群馬県規則第55号）第2条第1項の規定により、邑楽・館林圏域河川整備計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成30年4月29日（日）午後2時（群馬県庁20階201会議室 前橋市大手町一丁目1番1号）
- 2 作成しようとする河川整備計画の案の概要 邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）は、圏域内の県が管理する一級河川を対象とし、計画期間をおおむね20年間とする。おおむね10年から20年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させることを目標とし、休泊川、多々良川、新堀川導水路、新堀川及び逆川の河川改修を実施する。
- 3 関係図書の配付 邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）の案の関係図書は、群馬県ホームページ、県民センター、群馬県県土整備部河川課、群馬県各行政県税事務所、群馬県太田土木事務所及び群馬県館林土木事務所において配布する。
- 4 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年4月16日（月）までに下記に到着するよう提出すること。  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部河川課
- 5 公述人の選定 公述人は、前記によりあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、一人当たりの公述時間は、10分以内とする。
- 6 公聴会の中止 期限までに公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前までに群馬県ホームページにその旨を掲載するとともに、群馬県県土整備部河川課、群馬県太田土木事務所及び群馬県館林土木事務所において掲示する。
- 7 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部河川課 電話027-226-3617

別記様式

邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）の原案に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事	大澤正明 あて 公述申出人	
	住 所	
	氏 名	
	年 齢	
	職 業	
邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）の原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 新前橋駅前第二・第三地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年3月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画用途地域 新前橋駅前第二・第三地区及び赤城山線沿道地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年3月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

群馬県住宅供給公社が群馬県県営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成30年3月30日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月30日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井 久 雄

- 1 群馬県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等 群馬県県営住宅設置条例（昭和39年群馬県条例第63号）別表に掲げる県営住宅
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第十七条の二中「第十八条」を「第十七条から第十八条まで」に改める。  
 第十七条の前に見出しとして「(特勤勤務手当等)」を付し、同条を次のように改める。

第十七条 条例第十四条第一項に規定する特勤公署(以下「特勤公署」という。)は、別表第八に掲げる公署とする。

2 特勤勤務手当の月額、特勤勤務手当基礎額に、別表第八の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

- 一級地 百分の四
- 二級地 百分の八
- 三級地 百分の十二
- 四級地 百分の十六
- 五級地 百分の二十
- 六級地 百分の二十五

3 前項の特勤勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

一 職員が特勤公署に勤務することとなった場合、その勤務することとなった日(職員がその日前一年以内に当該公署に勤務していた場合(管理者が定める場合に限る。))には、その日現在の管理者が定める日)

二 職員が特勤公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特勤公署に該当することとなったとき、その該当することとなった日

三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特勤公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特勤公署に該当するとき、当該公署の移転の日

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの、同項中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に勤務時間条第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 別表第五に掲げる支給地域に所在する特勤公署に勤務する職員には、第五条の二の規定による地域手当の額の限度において、特勤勤務手当は支給しない。  
 第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 条例第十四条の二第一項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際管理者の定める条件に該当する者にあつては、六年)に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一 職員が特勤公署若しくは管理者が指定するこれに準ずる公署(以下「準特勤公署」という。)以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、特勤公署若しくは準特勤公署に該当しないこととなった場合、当該異動又は移転等の日の前日

二 職員が他の特勤公署若しくは準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特勤公署又は準特勤公署に該当する場合に限る。)

2 条例第十四条の二第一項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(管理者が定める場合に限る。))には、その日現在の管理者が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び

扶養手当の月額合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

期間等の区分	支給割合	
	特地公署	六級地から三級地まで
異動等の日から起算して四年に達するまでの間	二級地又は一級地	百分の五
	準特地公署	百分の四
異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間		百分の四
		百分の一

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十四条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの。前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十四条の二第二項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの。前項中「給料及び扶養手当の月額合計額に」とあるのは、「給料の月額に勤務時間条第二項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数及び扶養手当の月額の合計額に」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十四条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの。前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、準特地公署のうち管理者が指定するものに在勤する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、条例第十四条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

5 条例第十四条の二第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前三年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとす。

6 条例第十四条の二第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員。当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に第一項から第三項までの規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもので当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の前日に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に第一項から第三項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項に規定する職員。当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた前日に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に第一項から第三項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する準特地公署のうち管理者が指定するものに在勤する職員には、条例第十四条の二第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

附則第十二項から第二十二項までを削る。  
別表に次の一表を加える。  
別表第八(第十七条関係)

所 在 地	公 署	級別区分
吾妻郡中之条町大字小雨三一一	吾妻発電事務所湯川支所	一級地

備考  
一 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成三十年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。  
二 この表に掲げる公署については、冬期は、級別区分が二級地である公署として同表に掲げられているものとする。

附 則  
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。



■ 病院管理規程

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第一号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第五号中「次条第三項ただし書」を「次条第二項ただし書」に改める。  
第八十一条第一項中「五日」を「十日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第二の2の表中

その他 本剰余金			
-------------	--	--	--

を

その他 本剰余金	雑収入		
雑収入	雑収入		

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に群馬県病院局財務規程第八十条の規定により前渡された前渡金の精算は、改正後の第八十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第二号

議会事務局

群馬県議会議事務局文書取扱い等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

群馬県議会議長 織田 沢 俊 幸

群馬県議会議事務局文書取扱い等に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県議会議事務局文書取扱い等に関する規程(平成十二年群馬県議会訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「及び送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)」

を「送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)及び公用文における漢字使用等について(平成二十二年内閣訓令第一号)」に改める。  
第二十九条第二号中「係属中の」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---